平成２４年（フ）第３６号
長崎県南島原市南有馬町乙1832番地１
債務者　井口ふみわ
１　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤　　愛
４　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月30日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
長崎県雲仙市国見町神代丙647番地１
債務者　川﨑　雄治
１　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤　　愛
４　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月30日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目102番地、旧住所鳥取県鳥取市川端４丁目202番地
債務者　濱﨑　芳宏
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
４　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町７番22―208号、住民票上の住所兵庫県芦屋市東山町29番12号
債務者　鳥羽　信子（旧姓正垣）
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目15番24号　サカモト９号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目12番１―302号
債務者　成迫　敏輝
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
長崎県島原市萩原３丁目5781番地９
債務者　本多恵美子
１　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤　　愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
広島県福山市駅家町大字万能倉1078番地１ア・フィリアＡ201、住民票上の住所広島県福山市新市町大字常1257番地９
債務者　玉川　　淳
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩木　孝和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１９号
広島県福山市駅家町大字万能倉1078番地１ア・フィリアＡ201
債務者　玉川　敬美
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩木　孝和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４２号
山口市小郡下郷804番地１　アクティブＳⅡ301号
債務者　玉川　　竜
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩木　孝和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
債務者　塚嵜　雄二
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０４号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
債務者　塚嵜美枝子
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６０号
秋田市牛島南２丁目21番25号
債務者　成田　幸樹
１　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６号
三重県津市久居元町2292番地の２、住民票上の住所三重県津市安濃町清水812番地15
債務者　小田　高司
１　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８２号
岡山県玉野市和田３丁目27番27号
債務者　藤井　康雅
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
愛媛県松山市北条479番地
債務者　伊田　洋三
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　亮二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２８号
山形県寒河江市東新山町260番地の５　メゾン・ＡＴＣ―Ｂ棟301、申立時の住所山形県寒河江市南町２丁目５番44号
債務者　宇津井正明
１　決定年月日時　平成24年８月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
山形地方裁判所民事部